

川越市都市計画マスタープラン地域別構想改定素案 (霞ヶ関地区)

地区の説明

- 面積 約1,129.9ha
- 人口 32,499人
- 世帯数 14,491世帯
- 高齢化率 26.8%

※令和5年1月時点

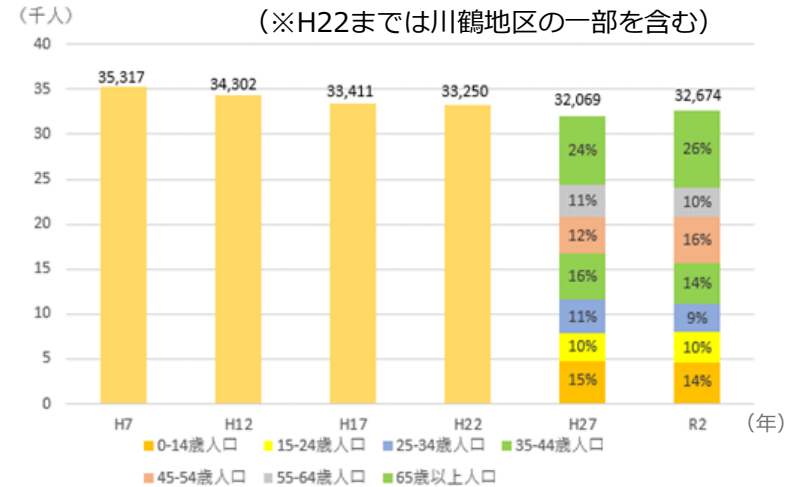


霞ヶ関地区は、本市の西部に位置しており、県道川越日高線やJR川越線によって周辺都市と結ばれ、日高市、飯能市方面からの玄関口となる地区です。昭和30（1955）年までは霞ヶ関北地区の一部を含めて「霞ヶ関村」であった地域で、古くは街道沿いに集落がまとまっていたましたが、昭和40（1965）年代以降、霞ヶ関住宅団地等の住宅地開発が進み、東京のベッドタウンとしての性格が色濃く出るようになりました。

地区の市街化調整区域では、入間川や小畔川が流れ、農地や樹林地など豊かな自然環境に囲まれた集落地が形成されています。

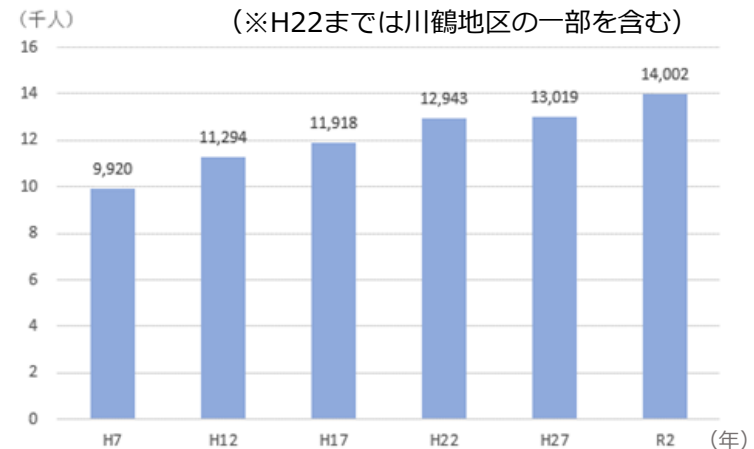
●地区の人口推移

(※H22までは川鶴地区の一部を含む)



●地区の世帯数推移

(※H22までは川鶴地区の一部を含む)



※人口推移のH17以前は国勢調査から作成(10月1日時点)
そのほかは住民基本台帳から作成(各年1月1日時点)

まちづくりの動向・課題

◆良好な住環境の保全・形成と地区内の適切な土地利用

- ・地区の市街地は計画的にまとまって開発された良好な住宅地があるほか、小規模な開発により基盤整備を伴わずに市街化が進んだ地域があります。
- ・地区の東部には的場地区の工場集約地があり、それに隣接する地域においては住宅と工場等の混在が見られます。
- ・圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺においては、新たな産業拠点として適切な土地利用が期待されます。

◆高齢化への対応と生活圏の維持

- ・今後地区全体の人口減少や高齢化が進むと予測される中、交通手段の確保を通じて、既存集落における持続性のある生活圏の維持が必要です。

◆地区の中心的な拠点整備

- ・笠幡駅については平成31年2月に駅前広場およびアクセス道路の供用を開始しました。笠幡駅、的場駅の駅周辺について生活拠点（生活核）としての魅力づくりによる地区の活性化が期待されます。

◆幹線道路の渋滞解消、安全で利便性の高い交通環境の整備

- ・地区の幹線道路である県道川越日高線・川越越生線における渋滞解消、その他生活道路への交通流入の軽減が課題です。的場駅はアクセス道路が未整備で、周辺の住宅地や集落地においても狭い道路や行き止まり道路が多くみられます。
- ・市西部の玄関口として、周辺都市や圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路の強化が必要です。

年度	霞ヶ関地区におけるまちづくりの主な進捗状況	※【 】は現行マスタープランの方針 において関係する主なもの
平成11年度	笠幡東前原地区地区計画の策定	【基盤整備された住宅地の良好な住環境の維持・保全】
平成30年度	笠幡駅駅前広場、アクセス道路の整備	【地区の生活拠点の充実、幹線道路沿道の計画的な市街地形成】
平成30年度～	市道0074号線の歩道設置等〔（圏央鶴ヶ島インターチェンジへのアクセス道路）～令和2年度〕	【都市計画道路等幹線道路の整備】 【安全で安心な歩行者空間づくり】等
平成30年度	デマンド型交通かわまる（地区3）の運行開始	【公共交通機関の利便性の向上】
平成31年度	霞ヶ関西公民館の開設	【地区の活動を支え、ふれあいの場となる、公共施設などの充実】

まちづくりのキャッチフレーズ

自然と人、活力あるまち 霞ヶ関

まちづくりの目標

◆ 豊かな自然と対話をしながらまちづくりを進めよう

- 入間川や小畔川、農地や樹林地など、水や緑に囲まれた豊かな自然環境とその多様な機能を守りながら、自然と人々のふれあい・共生・調和を図ったまちづくりを進めます。

◆ 安心して暮らせるゆとりあるまちにしよう

- 道路や公園などの都市基盤整備、鉄道・バス等公共交通の利便性の向上、良好な住環境と充実した生活環境の形成、防災性と防犯性の向上などにより、住みやすく、快適に暮らし続けられるまちを目指します。

◆ 生き生きとしたふれあいがあふれるまちにしよう

- 生活活動拠点や福祉、レクリエーション施設を充実し、子どもから高齢者まで生き生きと楽しめ、ボランティア活動など人々のふれあいを大切にしたまちを目指します。



まちづくりの方針（案）

（１）土地利用の方針

豊かな田園環境を継承し、都市と自然との調和を図りながら、住宅地を中心とした良好な市街地の形成を目指します。

① 基盤未整備の住宅地における安全で快適な住環境の形成

・的場駅北側や霞ヶ関市民センター周辺などにおいては、地域の意向に応じて、地区計画等の活用により、戸建て住宅や日常生活に必要な都市機能施設が立地した緑とうるおいのある住宅地の形成を目指します。

・的場駅南側については、地域の意向に応じて基盤整備を進めながら、戸建て住宅、マンションなどの中高層住宅や都市機能施設等が共存した中低層住宅地の形成を目指します。

② 基盤整備された住宅地の良好な住環境の維持・保全

・的場1・2丁目や霞ヶ関住宅団地等の大規模に開発された住宅地については、良好な住環境を維持・保全し、ゆとりと魅力ある低層住宅地、中低層住宅地や都市機能施設等の立地形成を目指します。

・広範囲に第一種低層住居専用地域を指定している地域においては、必要に応じて主要な生活道路沿道や徒歩圏に小規模店舗等の立地を誘導するため、用途地域の見直し等を検討します。

・敷地の細分化防止や用途混在の抑制、住宅地の植栽や生け垣による緑化等、地区計画や建築協定等を活用しながら、地区の現状や特性に応じたルールづくりを行うことにより、良好な住環境の維持・保全を図ります。

③ 地区の生活拠点の充実

・的場駅、笠幡駅周辺については、基盤整備にあわせた計画的な土地利用の誘導、土地の有効利用を図り、魅力ある生活拠点として都市機能施設の充実を図ります。

④ 住・工混在地区の調和した環境形成と工業地域の環境維持

・的場地区の工場集積地に隣接し、住宅と工場等が混在する地区については、工場敷地内の緑化や周辺に配慮した景観形成、工場の移転集約化等による土地利用を行い、相互に共存、調和した市街地環境の形成を目指します。

まちづくりの方針（案）

前ページ（1）土地利用の方針 続き

- ・ 的場地区の工場集積地については、敷地内の緑化を推進する等、周辺環境に配慮しながら、操業環境の確保を図ります。
- ・ 圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺については、良好な自然環境と調和した新たな産業拠点の形成を図り、適切な手法により土地利用を推進します。

⑤ 落ち着いた集落環境の維持、農地や樹林地の保全

- ・ 笠幡や安比奈新田の市街化調整区域に広がる農地については、周辺の集落地や樹林地とともに地区の田園風景を形成しており、保水機能など多面的な機能を有していることから、農業基盤整備や農地の集約化など生産性の向上を図りながら保全していきます。
- ・ 既存集落においては、交通手段を確保し、持続性のある生活圏の維持を図ります。

（2）道路・交通体系の方針

安全性、利便性の高い道路・交通環境の形成を目指し、次の取組を進めます。

① 都市計画道路等の幹線道路整備

- ・ （仮称）新川越越生線は周辺都市間を結び、中心市街地への通過交通を防ぐバイパス機能の強化を図る路線として、周辺環境に配慮し、県と協議検討を行い、整備を推進します。
- ・ 笠幡小仙波線は市中心部や隣接する周辺市との交通円滑化を図る都市間幹線道路として、必要に応じて県と協議検討し、段階的に整備を進めます。
- ・ 日高川越鶴ヶ島線は、地域活動の利便性の向上および生活道路への交通流入の軽減を図り、隣接する周辺市との交通円滑化を図る都市間幹線道路として、整備を進めます。

② 公共交通の利便性向上

- ・ 笠幡駅は交通結節点であり、乗継拠点として利便性の向上を図ることで、公共交通の利用促進を図ります。また、的場駅は、土地区画整理事業等により、交通結節点としての基盤整備について検討します。

まちづくりの方針（案）

前ページ（2）道路・交通体系の方針 続き

・川越的場高速バス停留所が立地し、大規模商業施設がある的場一丁目周辺について、バスの乗継拠点としての機能向上のための整備を検討します。

（3）水と緑のまちづくりの方針

農地や樹林地、入間川や小畔川等の河川、水路、寺社や集落の緑を生かした、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成、豊かな自然環境の保全と活用を目指します。

- ① 身近な緑やうるおいの創出、地区の資源を生かしたまちづくり
- ② 地区を取り巻く豊かな田園、自然環境の保全
- ③ 入間川、小畔川等の水辺環境の保全と活用

（4）景観まちづくりの方針

小畔川と入間川がもたらした水田や、台地上に開かれた畑作地帯で受け継がれる生業や行事の風景を大切にしつつ、JR川越線や県道川越・日高線等の交通の利便性を生かし、バランスの取れた良好な市街地的景観の形成を進めていきます。

- ① 地区の歴史を伝える自然的生活文化景観の保全と活用
- ② 沿道・沿線の優れた市街地的景観の形成

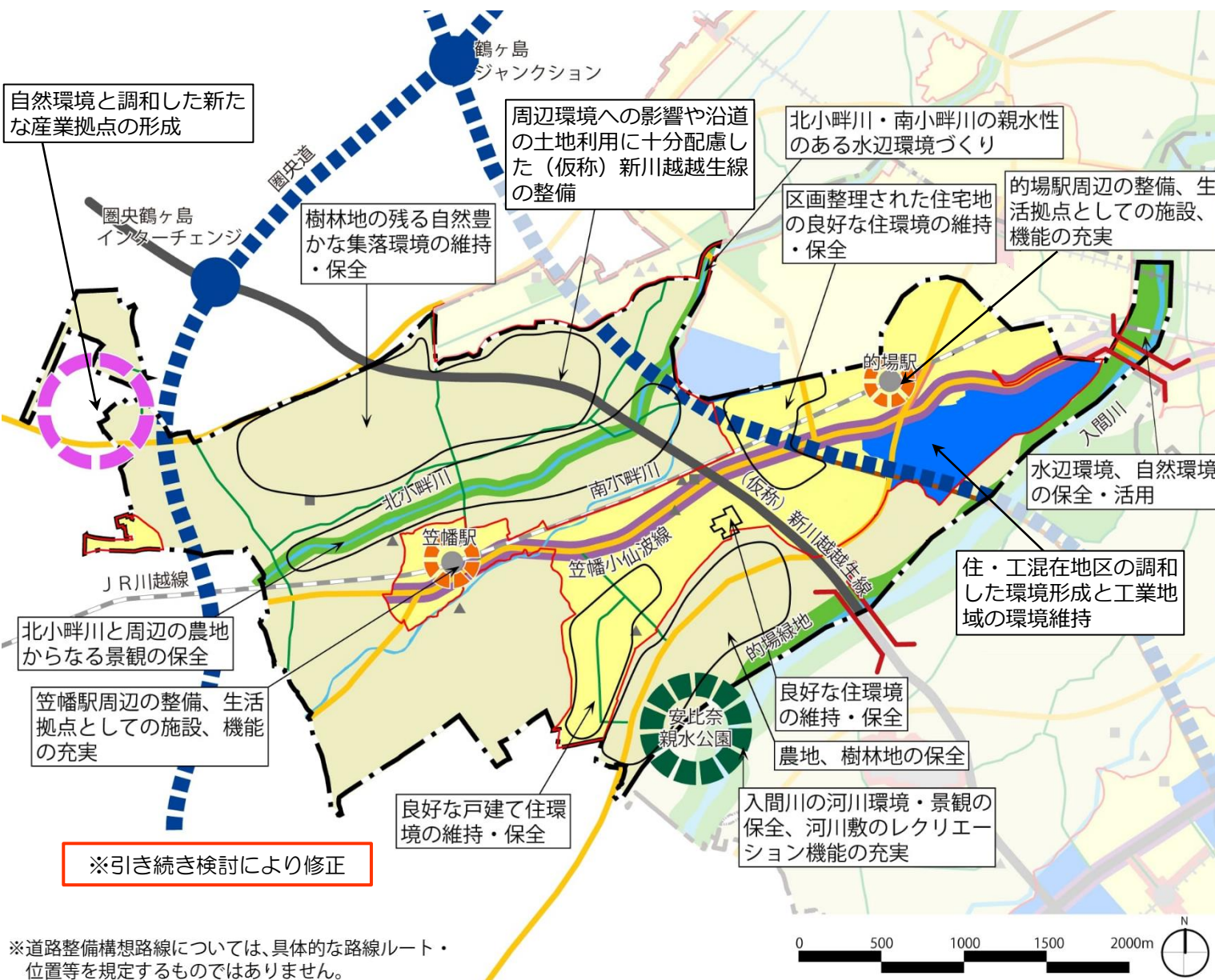
（5）防災まちづくりの方針

災害に強い、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

① 防災性強化に向けた都市基盤整備の推進

- ・都市基盤（道路、公園等）の整備、都市計画変更時における防火・準防火地域の指定を行うなど、防災性の高い市街地の形成を推進します。
- ・開発許可等に伴う雨水浸透施設の設置や関係機関と連携した小畔川の河川改修等の治水対策を進めます。

まちづくりの方針図



- <土地利用>
- 住宅地
 - 商業・業務地
 - 工業地
 - 沿道型利用地
 - 農地・樹林地・集落地
 - 公園・緑地
 - 市街化区域・市街化調整区域
- <道路・水路・資源等>
- 広域高速道路
 - 広域幹線道路
 - 都市間幹線道路
 - 地域間幹線道路
 - 地区幹線道路
 - 河川・水路等
 - 公共・公益施設等
 - ▲ 学校教育施設
 - 鉄道・駅
 - 主要な橋
- <都市構造等>
- 周辺環境や地区特性に応じた新たな拠点整備
 - 生活核
 - 水と緑の拠点

※引き続き検討により修正

※道路整備構想路線については、具体的な路線ルート・位置等を規定するものではありません。